

北川村電気自動車導入費補助金交付要綱 新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
第1条～第2条 (略) (補助対象者及び要件) 第3条 補助金の交付の対象となる者は、<u>次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1) <u>本事業に基づき導入する電気自動車の使用者である者</u> (2) <u>本事業に基づき導入する電気自動車の使用の本拠の位置が村内であること</u> (3) <u>第5条の申請の日時点において、本村の住民基本台帳に記載されている者又は村内に事務所若しくは事業所を有する事業者</u> (4) <u>本事業に基づき導入する電気自動車の新規登録の日から6年以上継続して本村に居住する意思のある者又は事務所若しくは事業所を設置する意思のある事業者</u> (5) <u>本事業に基づき導入する電気自動車の車両の走行に必要な想定年間消費電力量を令和11年3月31日までに再生可能エネルギー由来等電力により賄うことに同意する者</u> (6) ～ (7) (略) 第4条 (略) (補助金の交付申請) 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>様式第1号の申請書及び次に掲げる書類を村長に提出するものとする。</u> (1) <u>契約書や注文書等当該車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し</u> (2) <u>その他村長が必要と認める書類</u> 第6条 (略)	第1条～第2条 (略) (補助対象者及び要件) 第3条 補助金の交付の対象となる者は、<u>電気自動車を新たに購入した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> (1) <u>令和6年6月24日以降に電気自動車を新規登録した者</u> (2) <u>前号の電気自動車の自動車検査証に記載されている使用者である者</u> (3) <u>第1号の電気自動車の自動車検査証の使用の本拠の位置が村内であること</u> (4) <u>第1号の電気自動車の自動車検査証の交付年月日時点において、本村の住民基本台帳に記載されている者又は村内に事務所若しくは事業所を有する事業者</u> (5) <u>第1号の電気自動車の新規登録の日から6年以上継続して本村に居住する意思のある者又は事務所若しくは事業所を設置する意思のある事業者</u> (6) <u>第1号の電気自動車の車両の走行に必要な想定年間消費電力量を令和11年3月31日までに再生可能エネルギー由来等電力により賄うことに同意する者</u> (7) ～ (8) (略) 第4条 (略) (補助金の交付申請及び請求) 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>自動車検査証の交付年月日から90日を経過した日までに村長に申請しなければならない。</u> 2 <u>前項の規定による申請は、様式第1号に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。</u> (1) <u>購入した電気自動車の自動車検査証の写し</u> (2) <u>契約書や注文書等当該車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し</u> (3) <u>誓約書</u> (4) <u>同意書</u> (5) <u>その他村長が必要と認める書類</u> 第6条 (略)

<u>(内容変更及び中止の申請等)</u> <u>第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助事業の内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。</u> <u>2 村長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めたときは、変更承認通知書(様式第5号)により、適当であると認めなかったときは、変更不承認通知書(様式第6号)により通知する。</u> <u>3 交付対象者は、補助事業を中止しようとする場合は、中止承認申請書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。</u> <u>4 村長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止が適当であると認めたときは、中止承認決定通知書(様式第8号)により、適当であると認めなかったときは、中止不承認決定通知書(様式第9号)により通知する。</u> <u>5 交付対象者は、補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに村長に報告し、その指示を受けなければならない。</u> <u>(実績報告及び請求)</u> <u>第8条 交付対象者は、補助事業が完了したときは、様式第10号の実績報告書及び次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 自動車検査証の写し</u> <u>(2) 車両の引渡日及び車両本体の購入に係る経費の額を証する書類の写し</u> <u>(3) 購入車両の代金の支払いに係る領収書等の写し</u> <u>(4) その他村長が必要と認める書類</u> <u>2 実績報告書の提出期限は、新規登録の日から30日以内とする。</u> <u>(補助金交付額の確定及び支払い)</u> <u>第9条 村長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(様式第11号)により交付対象者に通知するものとする。</u>	<u>(補助金の支払い)</u> <u>第7条 村長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を通知したときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。</u>
--	---

2 村長は、前項の規定により補助金交付額の確定を通知したときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。 (取得財産の管理及び処分) 第10条 交付対象者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。 2 (略) 3 交付対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第12号の届出書を村長に提出しなければならない。 4 (略) 5 村長は、第3項の規定による届出書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、様式第13号の承認書を交付対象者に通知するものとする。 第11条～第14条 (略)	(取得財産の管理及び処分) 第8条 補助金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。 2 (略) 3 交付対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第4号の届出書を村長に提出しなければならない。 4 (略) 5 村長は、第3項の規定による届出書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、様式第5号の承認書を交付対象者に通知するものとする。 第9条～第12条 (略)
--	--

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この交付要綱の施行日の前日までに交付要綱第5条の規定に基づく申請が受理されている場合に限り、なお従前の例による。